

三田市手話施策推進協議会規則

平成28年12月20日

規則第35号

(趣旨)

第1条 この規則は、三田市みんなの手話言語条例(平成28年三田市条例第57号)第7条の規定に基づき三田市手話施策推進協議会(以下「協議会」という。)の組織及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(会長及び副会長)

第2条 協議会に、会長及び副会長を置く。

2 会長及び副会長は、委員の互選によって定める。

3 会長は、会務を総理し、協議会を代表する。

4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代理する。

(会議)

第3条 協議会は、会長が招集し、会長がその会議の議長となる。

2 協議会は、委員の過半数が出席しなければ会議を開くことができない。

3 協議会の議事は、出席委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

4 会長は、必要があると認めるときは、協議会に関係者の出席を求め、説明又は意見を聞くことができる。

(部会)

第4条 会長は、必要があると認めるときは、協議会に部会を設けることができる。

(庶務)

第5条 協議会の庶務は、障害福祉施策担当課において処理する。

(補則)

第6条 この規則に定めるもののほか、協議会の運営について必要な事項は、会長が協議会に諮って定める。

付 則

(施行期日)

1 この規則は、平成29年4月1日から施行する。

(招集の特例)

2 この規則の施行後及び任期満了後最初に行われる協議会の会議は、第3条第1項の規定にかかわらず、市長が招集することができる。